

令和5年7月泉南市農業委員会定例会

令和5年7月5日 午後1時30分

市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行	角辻 健二	

・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和5年7月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。定員は14名の内1名欠員となっております。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は、5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会長

皆さん、ご苦労様でございます。本日は今期最後の定例会でございます。思い起こしてみれば、私は馬場委員と山本委員とは同期で、18年の年月を共に農業委員として活動して参りました。その前の議員時代にも1年間、農業委員をやっておりましたので、合計19年間です。また、会長職に就いて13年でございます。その間、皆様に助けられ、一生懸命やろう、そして泉南農業の一助となれるようにと思い、今までやってこられました。

会 長 会長に就いた当初、大阪府農業会議の常任委員会に行った時に「泉南は何でもありだな」と嫌味を言われました。その当時、泉南市は少々の無理をしてでも開発を進めていたという経緯がございました。大変に悔しく思い、私の代できちんとやるんだ、という気持ちが芽生えました。ちょっと厳しいやり方だったかもしれませんが、6期18年間をやってまいりました。18年間務めることが出来たのは大変嬉しい事だと思っております。また、皆さんのおかげで叙勲をいただく事が出来ました。これもまた私の一生の思い出となっております。引退してからも、どんな相談でも、どんな協力でもこれまで同様にやっていきたいと思っております。皆さん、本当に18年間ありがとうございました。

それではこれより議事に入りたいと思います。本日は議案が4件、報告案件が2件でございます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、1番 山下委員、4番 宮内委員にお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第18号1件について朗読する。議案第18号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。■■■■委員よろしく申し上げます。

■■■■委員 議案第18号につきまして、ご説明させていただきます。過日、現地調査を行っております。当該地につきましては、地図をご覧いただければわかりますように民家と接しております。長年に渡り耕作されておられませんので、木が生えたりしております。場所は条件の良い農地です

委員

が、土地自体は沼地になっており、使うにあたっては畑地としての利用は難しいかとは思いますが、農地として売買される限りは遊休農地から改善されることを希望します。以上です。

事務局

ありがとうございます。事務局の方から議案第18号について補足説明させていただきます。当該地については、進入路が狭いうえに、少し沼地であるため、長年遊休農地でありましたが、今回、近隣の譲受人に所有権移転される事となりました。年齢は19歳ということで、まだまだ農業経験は浅いのですが、来年から水田として米を耕作される予定とのことですので。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

沼地で畑作が出来ないという事ですが。

委員

水がずっと入っているような感じです。私は当該地の右側の農地を耕作しているんですが、すごい背の高い草が生えています。草刈りには来るのですが、すぐに伸びてきます。今も背丈より高いくらいになっています。

会長

蒲が生えてくるという事は相当ほったらかしという事ですよ。

委員

沼地なので、蒲は地下茎ですのでどんどん増えてきます。

委員

ですが、昔は米もちゃんと作っていました。裏作もしていました。水はけを良くするようにすれば良いのですが。近くに大きな水口もあって、コンパネをしているのですが、誰かがいじっていて、雨水や流れた水が全部、田んぼに入っている状態です。水はけさえ良くなるようにすれば大丈夫だと思います。今はほったらかしなので。

委員

場所は便利な所です。横に農道があって、入口の間ほどは府道にも接していますので。

委員

綺麗に作ってくれる人が買ってくれたらそれでいいです。

会 長 地元の委員さんに指導してもらいましょう。

会 長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第18号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続まして令和5年議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和5年議案第19号1件について朗読する。議案第19号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。■■■■委員よろしくをお願いします。

■■■■委員 7月3日に事務局の方と現地確認に行つてまいりました。地図のとおり田んぼの一角です。田んぼでは米とトマト等の野菜が植わつておりました。当該地には小屋がありまして、その小屋周辺の約50坪弱が転用の対象となっております。以上です

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第19号について補足説明させていただきます。申請人は、自己資金において申請地を露天資材置場として整備し、地元建設業者に賃貸借するものです。大部分は、現在使用されていない玉ネギ小屋であり、転用については支障ないものと思われま

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

職務代理 この一角以外の田んぼも申請人の持ち物ですか。

委員 そうです。

職務代理 分筆しているという事ですね。

事務局 そうです。

会長 わかりました。他に質問ございませんか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第19号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第20号1件について朗読する。議案第20号につきましては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。委員よろしく申し上げます。

委員 2日程前に事務局の方と現場確認に行っていました。地目は田となっておりますが、現地は阪和自動車道がついた当時から植木の造園用地の残地のような感じでした。年に数回に渡り草刈りをし、迷惑のかからないように適正に管理されています。橋梁の補強工事の為の一時転用ですので問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。

事務局 事務局の方から議案第20号について補足説させていただきます。
被設定人は、阪和自動車道橋梁耐震工事を行う法人です。工事期間については、令和5年8月から令和7年12月末までの2年5か月です。一時転用として工事期間中は申請地を露天駐車場として整備し、工事完了後には畑に復元するものです。駐車台数は、作業員用乗用車10台、大型工事用車両2台を確保する予定です。仕上げにつきましては碎石のみです。地元水利組合とは、協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない旨の証明書の写しも提出されております。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第20号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第21号5件について朗読する。議案第21号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、2、4、5につきましては、XXXXXXXXXX委員よろしく申し上げます。

委員

No. 1につきましては、再設定で、青ネギを作っております。現在は青ネギの後で、草枯らしを散布している最中です。

No. 2の①番につきましては、現在は水張り中です。②番につきましては、草枯らしを散布している状況です。こちらも再設定ですので問題ないかと思えます。

No. 4、5につきましては、隣り合わせの農地であり、以前は青ネギを栽培しておりました。現在は休耕地で短い草が生えていますが、管理田となっておりますので問題ないかと思えます。

事務局

ありがとうございます。No. 3につきましては、委員よろしく申し上げます。

委員

先日、現地確認に行つてまいりました。現在はサトイモ等を作っていました。リタイア後に家庭菜園をするという感じでしたが、綺麗に耕作されていました。

事務局

ありがとうございます。事務局の方から議案第21号について補足説明させていただきます

No. 1、2につきましては、5年の設定期間が終了し、引き続き5年間の使用貸借の再設定を行うものです。被設定人は、青ネギを主に耕作している農家で、設定人は兄弟です

No. 3につきましては、被設定人より畑で野菜を作って、自分が住んでいるマンションの高齢者の方々におすそ分けしたいので、遊休農地を紹介してもらえないかとの相談があり、設定人にその旨打診したところ、今回の設定となりました。なお、設定期間につきましては、最初ということですので3年間の設定です。

No. 4、5の設定人は、No. 1、2同一で、こちらも5年の設定期間が終了となったのですが、青ネギを耕作していた被設定人が再設定の意向が無く、困っていたところ、同じく青ネギを耕作している農業意欲のある若い農業者が見つかり、今回の設定となりました。青ネギを耕作する予定です。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 3の借り手の年齢はいくつくらいの方ですか。

事 務 局 63歳です。初回ですので、3年間の利用権設定にしております。若い頃に野菜を作った経験があるとの事です。

会 長 中に入る進入路はあるんですか。

委員 はい、あります。貸し手は他にも農地を所有しているのですが、駐車スペースがないので、車を停められるこの農地を借りたそうです。ご両親が亡くなり、息子さんが草枯らしをするぐらいの状態で、借りたい方がいたら貸したいという意向でした。

会 長 ご両親は農業を一生懸命にされていて有名でしたよね。

会 長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第21号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第21号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第14号1件について朗読する。報告第14号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。
既に近隣の一時保育の託児所の従業員駐車場として活用されていません。仕上げは碎石のみです。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第14号を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第15号1件について朗読する。報告第15号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。
6月29日に■■■■委員と現地確認を行っております。ハウスでバラの栽培を行っておりました。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 4筆とも温室になっているんですか。昔からありますよね。

■■■■委員 50年程前のガラス張りのハウスというのは珍しかったですよね。やり替えずに今も昔のままです。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第15号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして7月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、8月7日（月）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時25分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年7月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____